

【特定技能介護】と【技能実習介護】の違い

	特定技能介護	技能実習介護
制度の趣旨	人手不足解消のため一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ	日本から海外への技術移転
技能水準	特定技能介護技能評価試験合格（初任者研修修了相当）	なし
日本語水準	特定技能介護日本語評価試験 日本語能力検定試験 N4以上	日本語能力検定試験 N4程度
在留期間	最長5年	最長5年
採用ルート	直接雇用・人材紹介会社からの紹介	監理団体と送出機関を利用
採用人数枠	日本人の常勤介護職員と同数まで	日本人の常勤介護職員の総数に応じて 例：21～30人の場合、実習生は3人まで
採用できる施設	新設の事業所でも可能	新設事業所は3年間不可
人員配置基準算入まで	就業後すぐ	来日8か月後 (来日後研修2か月、実習6か月終了後)
夜勤	可能	条件付きで可能
法人内転勤	可能	条件付きで可能
転職	介護職種で可能	原則不可
外国人人材支援	あり（登録支援機関）	なし